

○奈良県警察警察安全相談員等運用要綱の制定について

(平成13年3月30日例規第16号)

[沿革] 平成18年3月例規第9号、21年11月第30号改正

別記のとおり制定し、平成13年4月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

**奈良県警察警察安全相談員等運用要綱**

第1 目的

この要綱は、嘱託職員である警察安全相談員及び警察総合相談員（以下「警察安全相談員等」という。）の身分、勤務等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 身分、任用等

- 1 警察安全相談員等は、嘱託職員取扱要綱の制定について（平成2年8月例規第25号）別記嘱託職員取扱要綱（以下「嘱託職員取扱要綱」という。）第2に定める嘱託職員とし、その任免、給与、服務その他の勤務条件等（勤務時間を除く。）については、嘱託職員取扱要綱に定めるところによる。
- 2 警察安全相談員は警察署に配置し、警察総合相談員は警務部県民サービス課に配置するものとする。

第3 勤務時間等

- 1 警察安全相談員等の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について29時間を超えない範囲内で、配置先の所属長（以下「所属長」という。）が職務実態に応じて定める。
- 2 警察安全相談員等の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。ただし、所属長は、特に必要があると認めるときは、週休日を変更することができる。

第4 職務等

- 1 警察安全相談員等は、所属長の指揮監督の下に、各種相談、意見、要望等を聴取し、必要な指導、助言等を行うものとする。
- 2 警察安全相談員等が、その職務遂行上、書類に職名を記載する必要がある場合においては、その職名を警察安全相談員又は警察総合相談員と記載すること。

第5 勤務場所

- 1 警察安全相談員の勤務場所は、配置された警察署の警務課県民サービス係とする。

- 2 警察総合相談員の勤務場所は、警務部県民サービス課苦情・相談係とする。

## 第6 服装等

- 1 警察安全相談員等の服装は、端正な私服とし、勤務中は、警察安全（総合）相談員証（別記様式第1）を携帯するとともに、上衣左胸部分に名札（別記様式第2）を着装しなければならない。
- 2 警察安全相談員等は、県民から警察安全（総合）相談員証の提示要求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第7 運用上の留意事項

所属長は、警察安全相談員等の運用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 言語及び態度に注意させ、親切丁寧な対応に努めさせるとともに、相談室を常に整理整頓させるなど、適切な市民応接に努めさせること。
- 2 各部門との緊密な連携に努めさせること。

## 第8 報告

所属長は、警察安全相談員等の活動に伴う反響、紛議、効果的な活動事例等についてはその都度、警務部県民サービス課長を経て警察本部長に報告するものとする。

別記様式第 1 (第 6 関係)

表

第	号	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">警察安全(総合)相談員証</p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 1.5em;">割印</span> </div>	氏名 _____ 生年月日 _____		生
	上記の者は警察安全(総合)相談員であることを証明する。		
年 月 日貸与	奈良県警察本部長		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                     印                 </div>

9.0 cm

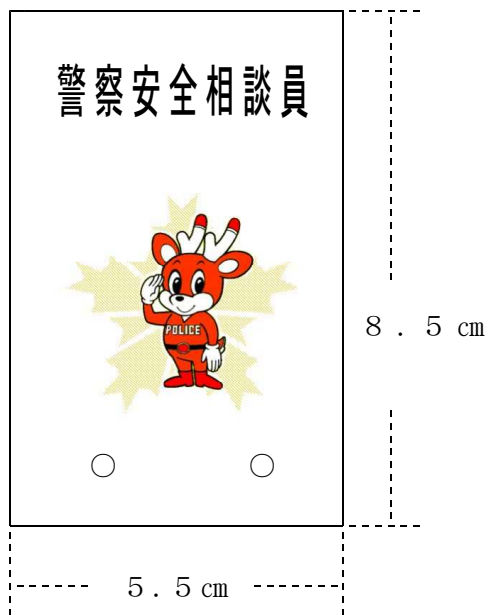
6 cm

裏

配置年月日	所 属	所属長認印
H . .		
H . .		
H . .		
H . .		
H . .		
住		
所		

別記様式第2（第6関係）

警察安全相談員名札



備考 材質はプラスチック製で、地色は白色とし、文字は紫色とし、マスコットキャラクターは奈良県警察シンボルマーク及びマスコットキャラクターの制定並びに使用について（平成8年8月例規第31号）に定める色調とし、日章は金色とする。